

徳永智明後援会	徳永 智明	徳永 智明	八王子市みなみ野5-19-1	H26. 9. 18
としま剛後援会	小竹 伊津子	佐藤 宏樹	墨田区押上2-19-5	H26. 9. 19
中崎ようへい後援会	中崎 陽平	中崎 秀行	八王子市元本郷町1-18-2	H26. 9. 9
中本裕介後援会	中本 裕介	中本 裕介	国立市谷保6082-1	H26. 9. 29
新妻佐江子後援会	新妻 佐江子	樋口 伸一	品川区八潮5-4-19	H26. 9. 24
平野正浩後援会	平野 正浩	武政 弥生	練馬区西大泉5-4-8	H26. 9. 16
ふまミチ事務所	夫馬 三知	大山 明德	豊島区南長崎5-24-14	H26. 9. 1
松田だいすけ後援会	松田 大輔	松田 香織	多摩市愛宕4-9-7	H26. 9. 29
丸山哲平後援会	丸山 哲平	丸山 哲也	国分寺市日吉町2-20-9	H26. 9. 12
三沢せいたろうを応援する会	三沢 清太郎	萩原 千史	大田区山王3-31-21	H26. 9. 30
宮崎はるお後援会	宮崎 晴雄	鈴木 靖雄	練馬区谷原3-25-12	H26. 9. 16
民権政経アカデミー	江田 憲司	小野 次郎	江東区富岡1-26-21	H26. 9. 19
村本ひろや後援会	高橋 孝	加藤 善次郎	墨田区押上2-19-5	H26. 9. 19
よしだこうじ後援会	吉田 幸司	谷村 隆規	足立区保木間3-35-1	H26. 9. 30
米山やすし地区後援会連合会	米山 泰志	米山 泰志	足立区栗原4-5-1	H26. 9. 3

1 政党の支部

政治団体の名称	異動事項	新	旧	届出年月日
維新の党東京都総支部	政治団体の名称	維新の党東京都総支部	日本維新の会東京都総支部	H26. 9. 26
	代表者の氏名	川田 龍平	藤巻 健史	H26. 9. 26
維新の党衆議院東京都第6選挙区第2支部	政治団体の名称	維新の党衆議院東京都第6選挙区第2支部	日本維新の会衆議院東京都第6選挙区支部	H26. 9. 30
維新の党衆議院東京都第23選挙区支部	政治団体の名称	維新の党衆議院東京都第23選挙区支部	日本維新の会衆議院東京都第23選挙区支部	H26. 9. 29
公明党葛飾総支部	会計責任者の氏名	上原 有美江	牛山 正	H26. 9. 1
次世代の党東京都支部連合会	主たる事務所の所在地	杉並区上荻1-18-3	小平市学園東町1-15-5	H26. 9. 24
次世代の党衆議院東京都第一支部	政治団体の名称	次世代の党衆議院東京都第一支部	次世代の党衆議院東京都第五支部	H26. 9. 19
自由民主党東京都大田区第三十三支部	主たる事務所の所在地	大田区仲池上1-10-2	大田区上池台3-45-15	H26. 8. 25
自由民主党東京都看護連盟支部	代表者の氏名	岩井 郁子	長尾 眞澄	H26. 9. 3
みんなの党東京都議会第22支部	主たる事務所の所在地	練馬区羽沢2-2-13	練馬区練馬1-19-5	H26. 6. 30
みんなの党東京都千代田区議会第1支部	主たる事務所の所在地	千代田区四番町2-4	千代田区一番町11-1	H26. 9. 8

2 その他の政治団体 (政党及び政治資金団体以外の政治団体)

政治団体の名称	異動事項	新	旧	届出年月日
石井くのにのり後援会	政治団体の名称	石井くのにのり後援会	町田邦友会	H26. 9. 25
上原有美江後援会	主たる事務所の所在地	葛飾区立石3-10-16	葛飾区立石5-9-20	H26. 9. 3
うさみ正記を応援する会	政治団体の名称	うさみ正記を応援する会	宇佐美正記を応援する会	H26. 9. 19
	主たる事務所の所在地	千代田区四番町2-4	千代田区一番町11-1	H26. 9. 19
小倉里枝子後援会	代表者の氏名	小倉 里枝子	小倉 和男	H26. 9. 1
共生社会政策研究会	会計責任者の氏名	平岡 啓治	高野 憲明	H26. 9. 1
こいそ善彦後援会	主たる事務所の所在地	町田市図師町1335-1	町田市木曽西5-2-27	H26. 9. 1
政治結社愛國憂訂会	主たる事務所の所在地	北区神谷3-10-8	北区赤羽北2-15-1	H26. 9. 1

●東京都選挙管理委員会告示第百四十号  
政治資金規正法(昭和二十三年法律第百九十四号)第七

条第一項の規定による政治団体の届出事項の異動の届出があつたので、同法第七条の二第一項の規定により、次のとおり公表する。

平成二十六年十二月一日  
東京都選挙管理委員会

	代表者の氏名	楯 政実	山口 徹	H26. 9. 1
全国農業者農政運動組織連盟	会計責任者の氏名	平岡 啓治	高野 憲明	H26. 9. 1
高村なおき後援会	主たる事務所の所在地	江東区南砂2-10-6	江東区南砂2-3-1	H26. 9. 5
田辺あき子友の会	主たる事務所の所在地	武蔵野市境3-27-4	武蔵野市境南町5-1-4	H26. 9. 5
東政会(本多たけのぶ後援会)	代表者の氏名	森田 義則	新井 敬章	H26. 9. 10
西多摩医師政治連盟	代表者の氏名	玉木 一弘	横田 卓史	H26. 9. 5
	会計責任者の氏名	奥村 徹	近藤 之暢	H26. 9. 5
練馬区歯科医師連盟	会計責任者の氏名	柳下 道郎	中山 庸成	H26. 9. 10
日比谷政治経済研究会	代表者の氏名	中村 勇太	栗田 洋司	H26. 9. 2
	会計責任者の氏名	谷中 勝一	針谷 利幸	H26. 9. 2
富士電機グループ連合政治活動委員会	代表者の氏名	千種 智之	多田野 賢二	H26. 9. 25
ふまミチ後援会	政治団体の名称	ふまミチ後援会	ふまミチ事務所	H26. 9. 3
吉田康一郎を囲む会	会計責任者の氏名	飯田 孝一	筒井 潔	H26. 9. 25
東京都医師政治連盟千代田区支部	代表者の氏名	泉田 秀輝	小池 昭夫	H26. 9. 5
	会計責任者の氏名	泉田 秀輝	小池 昭夫	H26. 9. 5
東京都医師政治連盟西多摩支部	代表者の氏名	玉木 一弘	横田 卓史	H26. 9. 5
	会計責任者の氏名	奥村 徹	近藤 之暢	H26. 9. 5

## 1 政党の支部

政治団体の名称	代表者	解散年月日
みんなの党東京都千代田区議会第1支部	宇佐美 正記	H26. 9. 23
結いの党東京都支部連合会	川田 龍平	H26. 9. 21
結いの党中央区議会第一支部	青木 佳乃	H26. 9. 21
結いの党東京都第15区支部	柿沢 未途	H26. 9. 21
結いの党東京都第6区支部	落合 貴之	H26. 9. 21
結いの党町田市議会第1支部	夏梅 邦典	H26. 9. 21

## 2 その他の政治団体（政党及び政治資金団体以外の政治団体）

政治団体の名称	代表者	解散年月日
相澤けいた後援会	上原 あやの	H26. 9. 30
大友かく子とまちづくり羅針盤	大友 禾弘子	H26. 9. 11
健栄会	上杉 房代	H26. 8. 20
国際勝共連合東京第六総支部	吉川 敏朗	H26. 9. 1
国際勝共連合東京第十総支部	吉川 敏朗	H26. 9. 1
次世代の党	平沼 赳夫	H26. 8. 31
住民自治をすすめる杉並の会	小関 啓子	H26. 8. 31
自由立憲党	福井 慎二	H26. 8. 31
高島美秋後援会	高島 美秋	H26. 8. 31
日本・アフリカ連合（AU）調査会	三谷 正史	H26. 9. 10
山田哲丸後援会	山田 哲丸	H26. 9. 3
楊山会	石川 要三	H26. 9. 25

●東京都選挙管理委員会告示第百四十一号  
政治資金規正法（昭和二十三年法律第百九十四号）第十

七条第一項の規定による政治団体の解散の届出があったので、同条第三項の規定により、その名称等を次のとおり公表する。

平成二十六年十二月一日

東京都選挙管理委員会

資金管理団体の届出をした者の氏名(代表者)	公職の種類	資金管理団体の名称	主たる事務所の所在地	届出年月日
大竹 小夜子	区議会議員	大竹さよこ後援会	足立区鹿浜5-30-6	H26. 9. 30
小川 幸治	区議会議員	小川こうじ後援会	練馬区石神井台8-18-34	H26. 9. 16
小倉 里枝子	区議会議員	小倉里枝子後援会	港区麻布十番1-8-7	H26. 9. 1
小峰 由枝	区議会議員	小峰よしえ後援会	大田区大森中1-18-20	H26. 9. 18
佐藤 悟	区議会議員	佐藤さとると練馬を創る会	練馬区氷川台3-32-10	H26. 9. 11
佐野 智恵子	区議会議員	さの智恵子後援会	足立区本木東町25-12	H26. 9. 30
末安 広明	区議会議員	すえやす広明後援会	大田区千鳥3-11-19	H26. 9. 25
瀧島 喜重	市議会議員	たきしま喜重を育てる会	西東京市保谷町3-2-7	H26. 9. 5
椿 真一	区議会議員	椿真一後援会	大田区中央8-20-12	H26. 9. 25
新妻 佐江子	区議会議員	新妻佐江子後援会	品川区八潮5-4-19	H26. 9. 24
平野 正浩	区議会議員	平野正浩後援会	練馬区西大泉5-4-8	H26. 9. 16
夫馬 三知	区議会議員	ふまミチ後援会	豊島区南長崎5-24-14	H26. 9. 3
松田 大輔	市議会議員	松田だいすけ後援会	多摩市愛宕4-9-7	H26. 9. 29
丸山 哲平	市議会議員	丸山哲平後援会	国分寺市日吉町2-20-9	H26. 9. 12
宮崎 晴雄	区議会議員	宮崎はるお後援会	練馬区谷原3-25-12	H26. 9. 16
吉田 幸司	区議会議員	よしだこうじ後援会	足立区保木間3-35-1	H26. 9. 30

●東京都選挙管理委員会告示第四百二十二号  
 政治資金規正法(昭和二十三年法律第九十四号)第十

九条第二項の規定による資金管理団体の指定の届出があつたので、同法第十九条の二第一項の規定により、その名称等を次のとおり公表する。

平成二十六年十二月一日

東京都選挙管理委員会

●東京都選挙管理委員会告示第百四十三号

政治資金規正法（昭和二十三年法律第九十四号）第十九条第三項の規定による資金管理団体の届出事項の異動の届出があつたので、同法第十九条の二第一項の規定により、次のとおり公表する。

平成二十六年十二月一日

東京都選挙管理委員会

資金管理団体の届出事項の異動の届出をした者の氏名(代表者)	資金管理団体の名称	異動事項	新	旧	届出年月日
上原 有美江	上原有美江後援会	主たる事務所の所在地	葛飾区立石3-10-16	葛飾区立石5-9-20	H26. 9. 3
宇佐美 正記	うさみ正記を応援する会	政治団体の名称	うさみ正記を応援する会	宇佐美正記を応援する会	H26. 9. 19
		主たる事務所の所在地	千代田区四番町2-4	千代田区一番町11-1	H26. 9. 19
小磯 善彦	こいそ善彦後援会	主たる事務所の所在地	町田市凶師町133-5-1	町田市木曽西5-2-27	H26. 9. 1
高村 直樹	高村なおき後援会	主たる事務所の所在地	江東区南砂2-10-6	江東区南砂2-3-1	H26. 9. 5
田辺 安輝子	田辺あき子友の会	主たる事務所の所在地	武蔵野市境3-27-4	武蔵野市境南町5-1-4	H26. 9. 5
夏梅 邦典	石井くにのり後援会	政治団体の名称	石井くにのり後援会	町田邦友会	H26. 9. 25

●東京都選挙管理委員会告示第百四十四号  
 政治資金規正法（昭和二十三年法律第百九十四号）第九  
 九条第三項の規定による資金管理団体の取消しの届出があ  
 ったので、同法第十九条の二第一項の規定により、次のと  
 おり公表する。

平成二十六年十二月一日

東京都選挙管理委員会

資金管理団体の 指定の取消しの 届出をした者の 氏名（代表者）	公職の種類	資金管理団体の名称	主たる事務所の所在地	届出年月日
大友 禾弘子	市議会議員	大友かく子とまちづくり羅 針盤	西東京市保谷町6-25-1	H26. 9. 11
小関 啓子	区長	住民自治をすすめる杉並の 会	杉並区久我山5-4-5	H26. 9. 30
高島 美秋	都議会議員	高島美秋後援会	国立市東1-2-11	H26. 9. 16
山田 哲丸	区議会議員	山田哲丸後援会	練馬区西大泉3-23-7	H26. 9. 9

●東京都選挙管理委員会告示第百四十五号  
 公職選挙法（昭和二十五年法律第百号。以下「法」とい  
 う。）第六十一条第一項第三号（農業委員会等に関する  
 法律（昭和二十六年法律第八十八号）第十一条及び漁業法  
 （昭和二十四年法律第二百六十七号）第九十四条において  
 準用する場合を含む。）の規定に基づき、次の施設を公職  
 の候補者が個人演説会、候補者届出政党が政党演説会及び  
 衆議院名簿届出政党等が政党等演説会を開催できる施設と  
 して指定した旨、法第六十一条第三項の規定により報告  
 があった。

平成二十六年十二月一日

東京都選挙管理委員会

報告年月日	区市町村選挙管理委員会名	施設の名称	所在地
平成26年8月21日	武蔵野市選挙管理委員会	八幡町コミュニティセンター	武蔵野市八幡町三丁目3番16号
平成26年10月9日	昭島市選挙管理委員会	昭島市松原町コミュニティーセンター 学習室	昭島市松原町一丁目3番10号
平成26年10月9日	昭島市選挙管理委員会	昭島市松原町コミュニティーセンター 集会室	昭島市松原町一丁目3番10号

●東京都選挙管理委員会告示第百四十六号

一 公職選挙法施行令（昭和二十五年政令第百八十九号）第十五条第二項及び第四項第二号（地方自治法施行令（昭和二十二年政令第百十六号）、漁業法施行令（昭和二十五年政令第百三十号）及び農業委員会等に関する法律施行令（昭和二十六年政令第百七十八号）において準用する場合並びに最高裁判所裁判官国民審査法施行令（昭和二十三年政令第百二十二号）においてその例によることとされる場合を含む。）の規定に基づき、不在者投票を行うことができる施設を次のとおり指定した。

平成二十六年十二月一日

東京都選挙管理委員会

施設の名称 所在地

かつしか江戸川病院 葛飾区高砂三丁目二十七番十三号

特別養護老人ホーム か 葛飾区亀有一丁目六番十一号  
つしか苑 亀有

●東京都選挙管理委員会告示第百四十七号

一 公職選挙法施行令（昭和二十五年政令第百八十九号）第十五条第二項及び第四項第二号（地方自治法施行令（昭和二十二年政令第百十六号）、漁業法施行令（昭和二十五年政令第百三十号）及び農業委員会等に関する法律施行令（昭和二十六年政令第百七十八号）において準用する場合並びに最高裁判所裁判官国民審査法施行令（昭和二十三年政令第百二十二号）においてその例によることとされる場合を含む。）の規定に基づき、不在者投票を行うことができる施設

設として指定した次の施設につき、その指定を取り消した。

平成二十六年十二月一日

東京都選挙管理委員会

施設の名称 所在地

高砂協立病院 葛飾区高砂三丁目二十七番十三号

●東京都選挙管理委員会告示第百四十八号

一 公職選挙法施行令（昭和二十五年政令第百八十九号）第二十三条の十一第二項の規定により、平成二十六年十二月十四日執行予定の衆議院（小選挙区選出）議員選挙における在外選挙人名簿の縦覧に供する期間を次のとおり定め、同条第五項の規定により告示する。

平成二十六年十二月一日

東京都選挙管理委員会

縦覧に供する期間 平成二十六年十二月二日の一日間

告 示 (消)

●東京消防庁告示第7号

自動通報等の承認に関する規程（平成29年9月東京消防庁告示第11号）の一部を次のように改正する。

平成26年12月1日

東京消防庁

消防総監 大江 秀 敏

第2条第1号ア中「自力避難困難者が入院、入所等し、又は多数の者が出入りし、若しくは居住する」を削り、「からの」を「（消防法施行令（昭和36年政令第37号。以



下「政令」という。)別表第1(6)項口に掲げる防火対象物並びに同表(6)項イ、(16の2)項及び(16の3)項に掲げる防火対象物のうち同表(6)項口に掲げる防火対象物の用途に供される部分が存するものを除く。)から行われる」に改め、同号ア(ア)中「消防法施行令(昭和36年政令第37号。以下この条において「政令」という。)」を「政令」に改め、同号ア(イ)中「政令別表第1(6)項イ、ロ」を「政令別表第1(6)項イ」に、「昭和23年法律第26号」を「昭和22年法律第26号」に改め、「含む」の次に「。以下同じ」を加え、「同表(6)項イ、ロ又は」を「同表(6)項イ若しくは」に、「の用途」を「又は特別支援学校の用途」に改め、同号ア(ウ)中「いう」の次に「。以下同じ」を加え、同号イ中「からの」を「(政令別表第1(6)項口に掲げる防火対象物並びに同表(6)項イ、(16の2)項及び(16の3)項に掲げる防火対象物のうち同表(6)項口に掲げる防火対象物の用途に供される部分が存するものを除く。)から行われる」に改める。

第3条第1号ア中「又は」を「、又は」に、「か防火対象物全体に」を「(自動火災報知設備に代えて用いる法第17条第3項に規定する特殊消防用設備等及び政令第29条の4に規定する必要とされる防火安全性能を有する消防の用に供する設備等を含む。以下同じ。)」がに改め、同号ウ中「又は」を「、又は」に改め、同条第2号ア及び第4号ア中「防火対象物全体に」を削る。

附 則

この告示は、平成27年4月1日から施行する。

●東京消防庁告示第8号

消防法(昭和23年法律第186号)第23条の規定により、  
たき火禁止区域を次のように指定する。

平成26年12月1日

東京消防庁

消防総監 大江 秀 敏

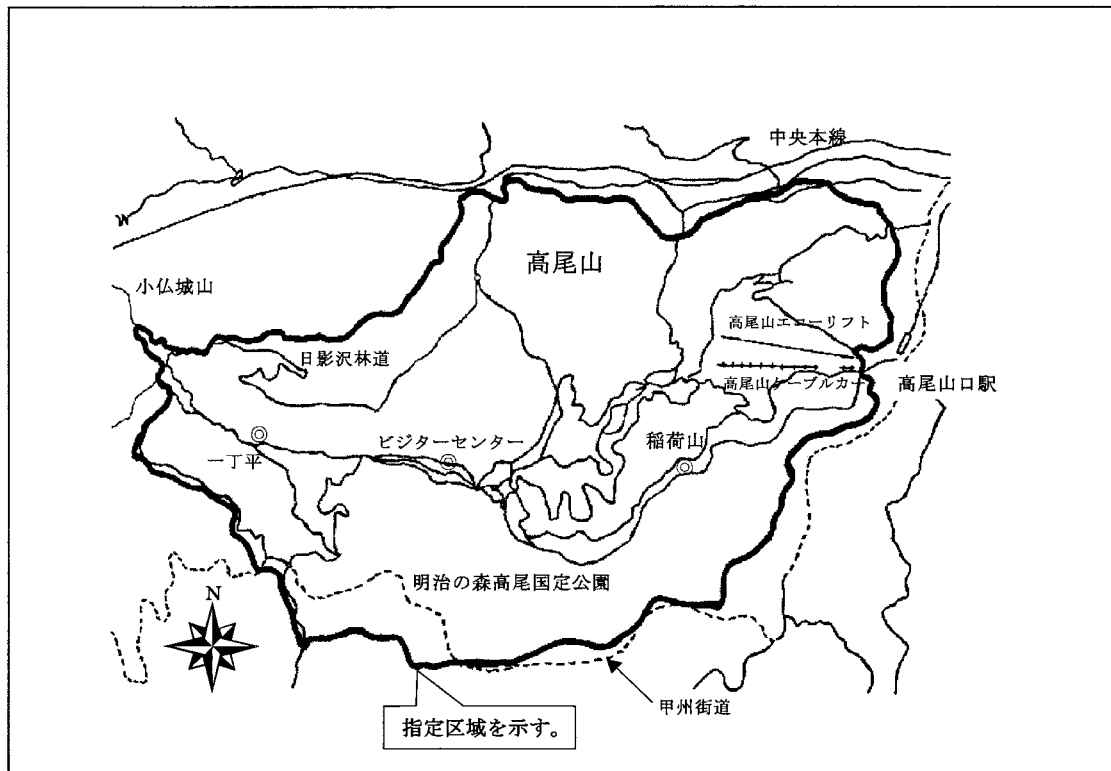
1 指定区域

八王子市高尾町、裏高尾町及び南浅川町(明治の森高尾国定公園指定区域に限る。)の区域(別図の太線内の部分)

2 指定日時

平成26年12月31日午前10時から平成27年1月3日午後3時まで

別図



# 公 告

特定非営利活動法人の設立の認証申請について

特定非営利活動促進法（平成十年法律第七号）第十条第一項に規定する特定非営利活動法人の設立の認証の申請があったので、同条第二項及び特定非営利活動促進法施行条例の施行に関する規則（平成十年東京都規則第二百四十三号）第三条の規定により、次のとおり公告する。

平成二十六年十二月一日

東京都知事 外 添 要 一

一 申請のあった年月日

平成二十六年十月二十八日

二 特定非営利活動法人の名称

特定非営利活動法人東京ユニバーサルデザイン・コミュニケーションケーターズ

三 代表者の氏名

中山 利恵子

四 主たる事務所の所在地

東京都江東区南砂三丁目八番一―五―一―号

五 定款に記載された目的

この法人は、広く一般市民を対象として、年齢、能力及び特性の違いにかかわらず、誰もが使いやすく安心で安全な環境作り、社会へのユニバーサルデザインの理念の普及促進、学校教育の支援などを行うことにより社会貢献に寄与することを目的とする。（以上原文のまま掲載）

一 申請のあった年月日

<p>四 主たる事務所の所在地 東京都東村山市栄町一丁目三十七番二十八号</p> <p>三 代表者の氏名 清水 道子</p> <p>二 特定非営利活動法人の名称 特定非営利活動法人いづみ</p> <p>一 申請のあった年月日 平成二十六年十月三十日</p>	<p>五 定款に記載された目的 この法人は、広く一般市民を対象として、この法人は、広く一般市民を対象として、特にこれからの日本を支える子どもを産み育てる女性および子どもたちを対象に、身体を健康にする活動や、心のケアをする活動を行い、環境や食物で汚染されない健全な身体をつくることの重要性や意義を広く普及、啓発させるための活動事業を行う。これからの日本の人口を支えていく子どもたちを産み育てる女性や子どもたちが幸福で豊かな社会生活を実現できるよう、その啓発に寄与することを目的とする。 (以上原文のまま掲載)</p>	<p>二 特定非営利活動法人の名称 特定非営利活動法人子どもと女性の身体と心を育てる心と</p> <p>三 代表者の氏名 浅井 夕佳里</p> <p>四 主たる事務所の所在地 東京都世田谷区瀬田三丁目一番十三ー三〇三号</p> <p>五 定款に記載された目的 この法人は、地球環境における福祉、社会教育、および地域福祉意識の向上や改善に取り組む市民を支援すると共に、これらに関する事業を行い、福祉活動団体および行政組織や企業と新たなパートナーシップを築くことを通じて、市民主体による開かれた公共社会を実現し、社会全体の利益の増進に寄与することを目的とする。 (以上原文のまま掲載)</p>
<p>三 代表者の氏名 NPO法人YTD創業支援センター</p> <p>二 特定非営利活動法人の名称 NPO法人YTD創業支援センター</p> <p>一 申請のあった年月日 平成二十六年十月三十一日</p>	<p>五 定款に記載された目的 この法人は、子どもたちが、年齢に応じた冒険遊びを展開できる環境を提供し、子どもたち自らが、自発性、自主性、創造性を育んでいくことを目的とする。 (以上原文のまま掲載)</p>	<p>五 定款に記載された目的 この法人は、東京都内及びその近郊で新たに事業を起す創業予定者を対象とし、セミナーや相談会を開催する「創業支援事業」および「創業支援者育成事業」を通じて、多様で活力ある社会づくりに寄与することを目的とする。 (以上原文のまま掲載)</p>
<p>一 国家戦略都市計画建築物等整備事業に係る都市計画に定めるべき事項の種類 追加する部分 港区海岸一丁目地内 (竹芝地区)</p>	<p>一 申請のあった年月日 平成二十六年十二月一日</p> <p>二 特定非営利活動法人の名称 東京都知事 外 添 要 一</p> <p>三 代表者の氏名 鎌田 あつ子</p> <p>四 主たる事務所の所在地 東京都杉並区久我山四丁目三十一番十三号</p> <p>五 定款に記載された目的 この法人は、子どもたちが、年齢に応じた冒険遊びを展開できる環境を提供し、子どもたち自らが、自発性、自主性、創造性を育んでいくことを目的とする。 (以上原文のまま掲載)</p>	<p>四 主たる事務所の所在地 東京都千代田区猿樂町二丁目二番五ー四〇四号</p> <p>五 定款に記載された目的 この法人は、東京都内及びその近郊で新たに事業を起す創業予定者を対象とし、セミナーや相談会を開催する「創業支援事業」および「創業支援者育成事業」を通じて、多様で活力ある社会づくりに寄与することを目的とする。 (以上原文のまま掲載)</p>

<p>二 縦覧場所 東京都都市整備局都市づくり政策部 都市計画課（東京都庁第二本庁舎二 十一階北側）及び港区役所 公告の日から二週間</p> <p>三 縦覧期間 公告の日から二週間</p> <p>二 縦覧場所 東京都都市整備局都市づくり政策部 都市計画課（東京都庁第二本庁舎二 十一階北側）及び港区役所 公告の日から二週間</p> <p>三 縦覧期間 公告の日から二週間</p>	<p>一 国家戦略都市計 画建築物等整備 事業に係る都市 計画に定めるべ き事項の種類 追加する部分 東京都計画都 市再生特別地区 （虎ノ門四丁目 地区） 追加する部分 港区虎ノ門三丁目及び虎ノ門四丁 目各区内 東京都都市整備局都市づくり政策部 都市計画課（東京都庁第二本庁舎二 十一階北側）及び港区役所 公告の日から二週間</p> <p>一 国家戦略都市計 画建築物等整備 事業に係る都市 計画に定めるべ き事項の種類 追加する部分 東京都計画都 市再生特別地区 （虎ノ門四丁目 地区） 追加する部分 港区虎ノ門三丁目及び虎ノ門四丁 目各区内 東京都都市整備局都市づくり政策部 都市計画課（東京都庁第二本庁舎二 十一階北側）及び港区役所 公告の日から二週間</p>	<p>二 縦覧場所 東京都都市整備局都市づくり政策部 都市計画課（東京都庁第二本庁舎二 十一階北側）及び港区役所 公告の日から二週間</p> <p>三 縦覧期間 公告の日から二週間</p> <p>四 意見書の提出先 新宿区西新宿二丁目八番一号 東京都都市整備局都市づくり政策部 都市計画課</p> <p>国家戦略都市計画建築物等整備事業に関する 事項の案について 東京圏国家戦略特別区域会議が国家戦略特別区域法（平 成二十五年法律第七号）第二十一条第三項の規定により 行う、国家戦略都市計画建築物等整備事業に関する事項の 案の縦覧について、次のように公告する。 なお、関係区の住民及び利害関係人は、縦覧期間中東京 圏国家戦略特別区域会議に対して意見書を提出することが できる。 平成二十六年十二月一日 東京都知事 舛 添 要 一</p>
<p>二 縦覧場所 東京都都市整備局都市づくり政策部 都市計画課（東京都庁第二本庁舎二 十一階北側）及び港区役所 公告の日から二週間</p>	<p>一 都市計画の種類 追加する部分 あきる野市伊奈字引田ノ上、引田 字阿岐野、字桜ノ岡、測上字真土、 字多摩野、上代継字遠野喜場、字 千代原、下代継字遠野木場及び日 の出町大字平井字三吉野桜木各地 内 市街化調整区 削除する部分 あきる野市伊奈字引田ノ上、引田 字阿岐野、字桜ノ岡、測上字真土、 字多摩野、上代継字遠野喜場、字 千代原、下代継字遠野木場及び日 の出町大字平井字三吉野桜木各地 内 市街化調整区 削除する部分 あきる野市伊奈字引田ノ上、引田 字阿岐野、字桜ノ岡、測上字真土、 字多摩野、上代継字遠野喜場、字 千代原、下代継字遠野木場及び日 の出町大字平井字三吉野桜木各地 内</p> <p>一 都市計画の種類 追加する部分 あきる野市伊奈字引田ノ上、引田 字阿岐野、字桜ノ岡、測上字真土、 字多摩野、上代継字遠野喜場、字 千代原、下代継字遠野木場及び日 の出町大字平井字三吉野桜木各地 内 市街化調整区 削除する部分 あきる野市伊奈字引田ノ上、引田 字阿岐野、字桜ノ岡、測上字真土、 字多摩野、上代継字遠野喜場、字 千代原、下代継字遠野木場及び日 の出町大字平井字三吉野桜木各地 内</p>	<p>四 意見書の提出先 新宿区西新宿二丁目八番一号 東京都都市整備局都市づくり政策部 都市計画課</p> <p>都市計画の案について 都市計画法（昭和四十三年法律第百号）第二十一条第二 項において準用する同法第十七条第一項の規定により、秋 多都市計画区域区分に係る都市計画の案を次のように公告 する。 なお、関係市町の住民及び利害関係人は、縦覧期間中東 京都に対して意見書を提出することができる。 平成二十六年十二月一日 東京都知事 舛 添 要 一</p>
<p>二 縦覧場所 東京都都市整備局都市づくり政策部 都市計画課（東京都庁第二本庁舎二 十一階北側）及び港区役所 公告の日から二週間</p>	<p>一 都市計画の種類 追加する部分 あきる野市引田字阿岐野及び日 の出町大字平井字三吉野井戸端各地 内 三・四・五号 追加する部分 あきる野市平沢字松海道、字西ノ 前、字原小宮前、字石神戸、字塚 場、字稻荷穴、字唐杉、平沢西一 丁目、原小宮一丁目、原小宮二丁 目、瀬戸岡字余田、字霞野、秋川 三丁目、秋川四丁目、秋川五丁目、 下代継字遠野喜場、上代継字遠野 喜場、測上字真土、引田字阿岐野、 日の出町大字平井字三吉野欠上、</p> <p>一 都市計画の種類 追加する部分 あきる野市引田字阿岐野及び日 の出町大字平井字三吉野井戸端各地 内 三・四・五号 追加する部分 あきる野市平沢字松海道、字西ノ 前、字原小宮前、字石神戸、字塚 場、字稻荷穴、字唐杉、平沢西一 丁目、原小宮一丁目、原小宮二丁 目、瀬戸岡字余田、字霞野、秋川 三丁目、秋川四丁目、秋川五丁目、 下代継字遠野喜場、上代継字遠野 喜場、測上字真土、引田字阿岐野、 日の出町大字平井字三吉野欠上、</p>	<p>三 縦覧期間 公告の日から二週間</p> <p>四 意見書の提出先 新宿区西新宿二丁目八番一号 東京都都市整備局都市づくり政策部 都市計画課</p> <p>都市計画の案について 都市計画法（昭和四十三年法律第百号）第二十一条第二 項において準用する同法第十七条第一項の規定により、秋 多都市計画道路に係る都市計画の案を次のように公告する。 なお、関係市町の住民及び利害関係人は、縦覧期間中東 京都に対して意見書を提出することができる。 平成二十六年十二月一日 東京都知事 舛 添 要 一</p>

二 縦覧場所

字三吉野下原、字三吉野場末及び字三吉野桜木各地位内

東京都都市整備局都市づくり政策部都市計画課 (東京都庁第二本庁舎二十一階北側) 並びにあきる野市役所及び日の出町役場

三 縦覧期間

公告の日から二週間

四 意見書の提出先

新宿区西新宿二丁目八番一号  
東京都都市整備局都市づくり政策部  
都市計画課

都市計画の案について

都市計画法 (昭和四十三年法律第百号) 第二十一条第二項において準用する同法第十七条第一項の規定により、東京都市計画用途地域に係る都市計画の案を次のように公告する。

なお、関係区の住民及び利害関係人は、縦覧期間中東京都に対して意見書を提出することができる。

平成二十六年十二月一日

東京都知事 舛 添 要 一

一 都市計画の種類

都市計画を定める土地の区域

東京都市計画用途地域

第一種低層住居専用地域

追加する部分

世田谷区代田二丁目地内

削除する部分

世田谷区代田三丁目地内

変更する部分

世田谷区成城四丁目、板橋区赤塚三丁目、赤塚四丁目、赤塚五丁目、

第一種中高層住居専用地域

追加する部分

赤塚六丁目、赤塚七丁目、成増四丁目、三園一丁目、高島平四丁目、高島平五丁目、常盤台一丁目、常盤台二丁目、西台二丁目及び西台三丁目各地位内

世田谷区池尻四丁目及び北沢二丁目各地位内

削除する部分

世田谷区経堂四丁目、代田二丁目、北沢三丁目、鎌田一丁目、鎌田三丁目及び中野区中野二丁目各地位内

変更する部分

板橋区赤塚一丁目、赤塚二丁目、赤塚三丁目、赤塚四丁目、赤塚五丁目、赤塚六丁目、赤塚七丁目、赤塚八丁目、赤塚新町二丁目、赤塚新町三丁目、板橋四丁目、大谷口一丁目、大谷口二丁目、大谷口上町、大谷口北町、大山西町、加賀一丁目、上板橋一丁目、小茂根一丁目、小茂根二丁目、小茂根三丁目、小茂根四丁目、小茂根五丁目、幸町、桜川一丁目、桜川二丁目、桜川三丁目、大門、高島平一丁目、高島平二丁目、高島平三丁目、高島平四丁目、高島平七丁目、高島平八丁目、高島平九丁目、東新町一丁目、東新町二丁目、常盤台一丁目、常盤台二丁目、常盤台三丁目、常盤台四丁目、徳丸一丁目、徳丸二丁目、徳丸三丁目、徳丸四丁目、徳丸五丁目、徳丸六丁目、徳丸七丁目、徳丸八丁目、中台一丁目、中台二丁目、中台三丁目、成増一丁目、成増二丁目、成増三丁目、成増四丁目、成増五丁目、西台一丁目、西台二丁目、西

第二種中高層住居専用地域

削除する部分

世田谷区池尻四丁目地内

変更する部分

板橋区赤塚新町三丁目地内

第一種住居地域

追加する部分

世田谷区経堂四丁目、北沢三丁目、鎌田一丁目及び鎌田三丁目各地位内

変更する部分

板橋区相生町、赤塚一丁目、赤塚二丁目、赤塚三丁目、赤塚五丁目、赤塚六丁目、赤塚七丁目、赤塚八丁目、赤塚新町一丁目、赤塚新町二丁目、小豆沢三丁目、小豆沢四丁目、泉町、板橋一丁目、板橋三丁目、板橋四丁目、稲荷台、大原町、加賀一丁目、加賀二丁目、上板橋一丁目、上板橋二丁目、上板橋三丁目、栄町、坂下一丁目、坂下二丁目、坂下三丁目、桜川一丁目、桜川三丁目、清水町、志村一丁目、志村二丁目、志村三丁目、新河岸二丁目、大門、高島平一丁目、高島平二丁目、高島平三丁目、高島平四丁目、高島平五丁目、高島平七丁目、東新町一丁目、常盤台一丁目、常盤台三丁目、徳丸一丁目、徳丸二丁目、徳丸三丁目、徳丸四丁目、徳丸五丁目、徳丸六

第二種住居地域

変更する部分

丁目、徳丸七丁目、徳丸八丁目、中板橋、仲宿、中台二丁目、中台三丁目、仲町、成増一丁目、成増二丁目、西台一丁目、西台二丁目、西台三丁目、蓮根一丁目、蓮根二丁目、蓮根三丁目、氷川町、富士見町、双葉町、舟渡一丁目、舟渡二丁目、本町、前野町一丁目、前野町三丁目、前野町四丁目、前野町五丁目、前野町六丁目、三園一丁目、南町、南常盤台一丁目、南常盤台二丁目、向原一丁目、向原二丁目、四葉一丁目、四葉二丁目、大和町、弥生町、若木一丁目、若木二丁目及び若木三丁目各地方内

準住居地域

変更する部分

板橋区板橋一丁目、板橋二丁目、大山金井町、大山町、大山東町、熊野町、栄町、常盤台一丁目、常盤台四丁目、仲町、氷川町、南常盤台一丁目、南常盤台二丁目及び弥生町各地方内

近隣商業地域

追加する部分

板橋区大門、高島平一丁目、高島平二丁目、高島平三丁目、高島平四丁目、高島平五丁目、高島平六丁目、高島平七丁目、高島平八丁目、高島平九丁目、徳丸七丁目、徳丸八丁目、西台二丁目、蓮根一丁目、蓮根二丁目、蓮根三丁目、三園一丁目、三園二丁目及び四葉二丁目各地方内

削除する部分

世田谷区代田二丁目、北沢二丁目及び北沢三丁目各地方内  
世田谷区代田二丁目、北沢二丁目、

変更する部分

北沢三丁目、中野区中野二丁目及び中央四丁目各地方内

板橋区相生町、赤塚一丁目、赤塚二丁目、赤塚三丁目、赤塚四丁目、赤塚六丁目、赤塚七丁目、赤塚新町一丁目、赤塚新町二丁目、赤塚新町三丁目、小豆沢一丁目、小豆沢二丁目、小豆沢三丁目、小豆沢四丁目、板橋一丁目、板橋二丁目、板橋三丁目、稲荷台、大谷口一丁目、大谷口二丁目、大谷口上町、大谷口北町、大山東町、上板橋一丁目、上板橋二丁目、上板橋三丁目、小茂根一丁目、小茂根二丁目、小茂根三丁目、小茂根四丁目、幸町、栄町、坂下一丁目、坂下二丁目、坂下三丁目、桜川二丁目、桜川三丁目、清水町、志村二丁目、志村三丁目、高島平一丁目、高島平二丁目、高島平七丁目、東新町一丁目、東新町二丁目、常盤台一丁目、常盤台二丁目、常盤台三丁目、常盤台四丁目、徳丸一丁目、徳丸二丁目、徳丸三丁目、徳丸四丁目、徳丸六丁目、徳丸七丁目、中板橋、仲宿、中台一丁目、中台三丁目、仲町、成増一丁目、成増二丁目、成増三丁目、成増四丁目、成増五丁目、西台二丁目、西台三丁目、蓮沼町、蓮根一丁目、蓮根二丁目、蓮根三丁目、東坂下一丁目、東坂下二丁目、東山町、氷川町、富士見町、双葉町、舟渡一丁目、舟渡二丁目、舟渡三丁目、前野町一丁目、前野町二丁目、前野町三丁目、前野町四丁目、前野町六丁目、三園一丁目、南町、南常盤台一丁目、南常盤台二丁目、宮本町、向原一

商業地域

追加する部分

丁目、大和町、弥生町、若木一丁目及び若木三丁目各地方内

中野区中野二丁目及び中央四丁目各地方内

削除する部分

世田谷区北沢二丁目及び北沢三丁目各地方内

準工業地域

変更する部分

板橋区小豆沢一丁目、小豆沢二丁目、小豆沢三丁目、小豆沢四丁目、泉町、板橋二丁目、稲荷台、大山金井町、大原町、加賀一丁目、加賀二丁目、熊野町、幸町、坂下一丁目、坂下二丁目、坂下三丁目、清水町、志村一丁目、志村二丁目、志村三丁目、新河岸一丁目、新河岸二丁目、新河岸三丁目、高島平六丁目、高島平七丁目、高島平九丁目、徳丸一丁目、徳丸二丁目、徳丸三丁目、中台一丁目、中台三丁目、中丸町、成増二丁目、成増三丁目、西台一丁目、西台三丁目、西台四丁目、蓮沼町、蓮根三丁目、東坂下一丁目、東坂下二丁目、富士見町、舟渡一丁目、舟渡二丁目、本町、前野町一丁目、前野町二丁目、前野町三丁目、前野町四丁目、前野町六丁目、三園二丁目、南町、宮本町、向原二丁目、向原三丁目、大和町、若木一丁目、若木二丁目、足立区足立一丁目及び足立四丁目各地方内

工業地域

変更する部分

板橋区小豆沢三丁目、小豆沢四丁目、坂下一丁目、坂下二丁目、坂下三丁目、新河岸二丁目、新河岸

三丁目、西台四丁目、蓮根三丁目、東坂下一丁目、東坂下二丁目、舟渡一丁目、舟渡二丁目、舟渡三丁目、前野町一丁目、前野町二丁目、前野町六丁目、若木一丁目及び若木二丁目各地内

二 縦覧場所

東京都都市整備局都市づくり政策部  
都市計画課 (東京都庁第二本庁舎二十一階北側) 並びに世田谷区役所、中野区役所、板橋区役所及び足立区役所

三 縦覧期間

公告の日から二週間

四 意見書の提出先

新宿区西新宿二丁目八番一号  
東京都都市整備局都市づくり政策部  
都市計画課

都市計画の案について

都市計画法 (昭和四十三年法律第百号) 第二十一条第二項において準用する同法第十七条第一項の規定により、東京都都市計画地区計画に係る都市計画の案を次のように公告する。

なお、関係区の住民及び利害関係人は、縦覧期間中東京都に対して意見書を提出することができる。

平成二十六年十二月一日

東京都知事 舛 添 要 一

一 都市計画の種類

東京都都市計画地区計画

区計画

環状第二号線  
新橋・虎ノ門  
地区地区計画

変更する部分

港区西新橋二丁目、新橋三丁目及び新橋四丁目各地内

二 縦覧場所

東京都都市整備局都市づくり政策部

都市計画課 (東京都庁第二本庁舎二十一階北側) 及び港区役所

三 縦覧期間

公告の日から二週間

四 意見書の提出先

新宿区西新宿二丁目八番一号  
東京都都市整備局都市づくり政策部  
都市計画課

都市計画の案について

都市計画法 (昭和四十三年法律第百号) 第二十一条第二項において準用する同法第十七条第一項の規定により、東京都都市計画地区計画に係る都市計画の案を次のように公告する。

なお、関係区の住民及び利害関係人は、縦覧期間中東京都に対して意見書を提出することができる。

平成二十六年十二月一日

東京都知事 舛 添 要 一

一 都市計画の種類

東京都都市計画地区計画

区計画

臨海副都心有  
明北地区地区  
計画

変更する部分

江東区有明一丁目地内

二 縦覧場所

東京都都市整備局都市づくり政策部  
都市計画課 (東京都庁第二本庁舎二十一階北側) 及び江東区役所

三 縦覧期間

公告の日から二週間

四 意見書の提出先

新宿区西新宿二丁目八番一号  
東京都都市整備局都市づくり政策部  
都市計画課

都市計画の案について

都市計画法 (昭和四十三年法律第百号) 第二十一条第二項において準用する同法第十七条第一項の規定により、東京都都市計画道路に係る都市計画の案を次のように公告する。

なお、関係区市の住民及び利害関係人は、縦覧期間中東京都に対して意見書を提出することができる。

平成二十六年十二月一日

東京都知事 舛 添 要 一

一 都市計画の種類

都市計画を定める土地の区域

東京都計画道路

都市高速道路 追加する部分  
外郭環状線

世田谷区成城三丁目、成城四丁目、喜多見八丁目、北烏山五丁目、北烏山七丁目、調布市若葉町一丁目、東つじヶ丘一丁目、東つじヶ丘二丁目、仙川町二丁目、三鷹市中原一丁目、北野二丁目、牟礼一丁目、牟礼二丁目、井の頭一丁目、練馬区上石神井三丁目、上石神井四丁目及び石神井台二丁目各地内

二 縦覧場所

東京都都市整備局都市づくり政策部  
都市計画課 (東京都庁第二本庁舎二十一階北側) 並びに世田谷区役所、調布市役所、三鷹市役所及び練馬区役所

三 縦覧期間

公告の日から二週間

四 意見書の提出先

新宿区西新宿二丁目八番一号  
東京都都市整備局都市づくり政策部  
都市計画課

都市計画の案について

都市計画法（昭和四十三年法律第百号）第二十一条第二項において準用する同法第十七条第一項の規定により、東京都都市計画都市再開発の方針に係る都市計画の案を次のように公告する。

なお、関係区の住民及び利害関係人は、縦覧期間中東京都に対して意見書を提出することができる。

平成二十六年十二月一日

東京都知事 舛 添 要 一

一 都市計画の種類 都市計画を定める土地の区域

東京都都市計画都市再開発の方針 変更する部分  
千代田区、中央区、港区、新宿区、文京区、台東区、墨田区、江東区、品川区、目黒区、大田区、世田谷区、渋谷区、中野区、杉並区、豊島区、北区、荒川区、板橋区、練馬区、足立区、葛飾区及び江戸川区の市街化区域の全域

二 縦覧場所

東京都都市整備局都市づくり政策部都市計画課（東京都庁第二本庁舎二十一階北側）並びに千代田区役所、中央区役所、港区役所、新宿区役所、文京区役所、台東区役所、墨田区役所、江東区役所、品川区役所、目黒区役所、大田区役所、世田谷区役所、渋谷区役所、中野区役所、杉並区役所、豊島区役所、北区役所、荒川区役所、板橋区役所、練馬区役所、足立区役所、葛飾区役所及び江戸川区役所

三 縦覧期間

公告の日から二週間  
新宿区西新宿二丁目八番一号

意見書の提出先  
東京都都市整備局都市づくり政策部都市計画課

都市計画の案について

都市計画法（昭和四十三年法律第百号）第二十一条第二項において準用する同法第十七条第一項の規定により、八王子都市計画都市再開発の方針に係る都市計画の案を次のように公告する。

なお、関係市の住民及び利害関係人は、縦覧期間中東京都に対して意見書を提出することができる。

平成二十六年十二月一日

東京都知事 舛 添 要 一

一 都市計画の種類 都市計画を定める土地の区域

八王子都市計画 都市再開発の方針 変更する部分  
八王子市の市街化区域の全域

二 縦覧場所

東京都都市整備局都市づくり政策部都市計画課（東京都庁第二本庁舎二十一階北側）及び八王子市役所

三 縦覧期間

公告の日から二週間  
新宿区西新宿二丁目八番一号

意見書の提出先  
東京都都市整備局都市づくり政策部都市計画課

都市計画の案について

都市計画法（昭和四十三年法律第百号）第二十一条第二項において準用する同法第十七条第一項の規定により、立川都市計画都市再開発の方針に係る都市計画の案を次のように公告する。

なお、関係市の住民及び利害関係人は、縦覧期間中東京都に対して意見書を提出することができる。

平成二十六年十二月一日

東京都知事 舛 添 要 一

一 都市計画の種類 都市計画を定める土地の区域

立川都市計画都市再開発の方針 変更する部分  
立川市、武蔵村山市及び東和市の市街化区域の全域

二 縦覧場所

東京都都市整備局都市づくり政策部都市計画課（東京都庁第二本庁舎二十一階北側）並びに立川市役所、武蔵村山市役所及び東大和市役所

三 縦覧期間

公告の日から二週間  
新宿区西新宿二丁目八番一号

意見書の提出先  
東京都都市整備局都市づくり政策部都市計画課

都市計画の案について

都市計画法（昭和四十三年法律第百号）第二十一条第二項において準用する同法第十七条第一項の規定により、武蔵野都市計画都市再開発の方針に係る都市計画の案を次のように公告する。

なお、関係市の住民及び利害関係人は、縦覧期間中東京都に対して意見書を提出することができる。

平成二十六年十二月一日

東京都知事 舛 添 要 一

一 都市計画の種類 都市計画を定める土地の区域

武蔵野都市計画 都市再開発の方針 変更する部分  
武蔵野市の市街化区域の全域

二 縦覧場所

東京都都市整備局都市づくり政策部都市計画課（東京都庁第二本庁舎二十一階北側）及び武蔵野市役所

三 縦覧期間

公告の日から二週間



四 意見書の提出先 新宿区西新宿二丁目八番一号

東京都都市整備局都市づくり政策部  
都市計画課

都市計画の案について

都市計画法（昭和四十三年法律第百号）第二十一条第二項において準用する同法第十七条第一項の規定により、三鷹都市計画都市再開発の方針に係る都市計画の案を次のように公告する。

なお、関係市の住民及び利害関係人は、縦覧期間中東京都に対して意見書を提出することができる。

平成二十六年十二月一日

東京都知事 舛 添 要 一

一 都市計画の種類 都市計画を定める土地の区域

三鷹都市計画都市再開発の方針

三鷹市の市街化区域の全域

二 縦覧場所

東京都都市整備局都市づくり政策部  
都市計画課（東京都庁第二本庁舎二十一階北側）及び三鷹市役所

三 縦覧期間

公告の日から二週間

四 意見書の提出先

新宿区西新宿二丁目八番一号  
東京都都市整備局都市づくり政策部  
都市計画課

都市計画の案について

都市計画法（昭和四十三年法律第百号）第二十一条第二項において準用する同法第十七条第一項の規定により、府中市計画都市再開発の方針に係る都市計画の案を次のように公告する。

なお、関係市の住民及び利害関係人は、縦覧期間中東京都に対して意見書を提出することができる。

平成二十六年十二月一日

東京都知事 舛 添 要 一

一 都市計画の種類 都市計画を定める土地の区域

府中市都市計画都市再開発の方針

府中市の市街化区域の全域

二 縦覧場所

東京都都市整備局都市づくり政策部  
都市計画課（東京都庁第二本庁舎二十一階北側）及び府中市役所

三 縦覧期間

公告の日から二週間

四 意見書の提出先

新宿区西新宿二丁目八番一号  
東京都都市整備局都市づくり政策部  
都市計画課

都市計画の案について

都市計画法（昭和四十三年法律第百号）第二十一条第二項において準用する同法第十七条第一項の規定により、調布都市計画都市再開発の方針に係る都市計画の案を次のように公告する。

なお、関係市の住民及び利害関係人は、縦覧期間中東京都に対して意見書を提出することができる。

平成二十六年十二月一日

東京都知事 舛 添 要 一

一 都市計画の種類 都市計画を定める土地の区域

調布都市計画都市再開発の方針

調布市の市街化区域の全域

二 縦覧場所

東京都都市整備局都市づくり政策部  
都市計画課（東京都庁第二本庁舎二

三 縦覧期間 十一階北側）及び調布市役所

公告の日から二週間

四 意見書の提出先 新宿区西新宿二丁目八番一号

東京都都市整備局都市づくり政策部  
都市計画課

都市計画の案について

都市計画法（昭和四十三年法律第百号）第二十一条第二項において準用する同法第十七条第一項の規定により、青梅都市計画都市再開発の方針に係る都市計画の案を次のように公告する。

なお、関係市の住民及び利害関係人は、縦覧期間中東京都に対して意見書を提出することができる。

平成二十六年十二月一日

東京都知事 舛 添 要 一

一 都市計画の種類 都市計画を定める土地の区域

青梅都市計画都市再開発の方針

青梅市の市街化区域の全域

二 縦覧場所

東京都都市整備局都市づくり政策部  
都市計画課（東京都庁第二本庁舎二十一階北側）及び青梅市役所

三 縦覧期間

公告の日から二週間

四 意見書の提出先

新宿区西新宿二丁目八番一号  
東京都都市整備局都市づくり政策部  
都市計画課

都市計画の案について

都市計画法（昭和四十三年法律第百号）第二十一条第二項において準用する同法第十七条第一項の規定により、町

田都市計画都市再開発の方針に係る都市計画の案を次のように公告する。

なお、関係市の住民及び利害関係人は、縦覧期間中東京都に対して意見書を提出することができる。

平成二十六年十二月一日

東京都知事 舛 添 要 一

一 都市計画の種類 都市計画を定める土地の区域

町田都市計画都市再開発の方針 変更する部分

町田市の市街化区域の全域

二 縦覧場所

東京都都市整備局都市づくり政策部  
都市計画課(東京都庁第二本庁舎二  
十一階北側)及び町田市役所

三 縦覧期間

公告の日から二週間

四 意見書の提出先

新宿区西新宿二丁目八番一号  
東京都都市整備局都市づくり政策部  
都市計画課

都市計画の案について

都市計画法(昭和四十三年法律第百号)第二十一条第二項において準用する同法第十七条第一項の規定により、小金井都市計画都市再開発の方針に係る都市計画の案を次のように公告する。

なお、関係市の住民及び利害関係人は、縦覧期間中東京都に対して意見書を提出することができる。

平成二十六年十二月一日

東京都知事 舛 添 要 一

一 都市計画の種類 都市計画を定める土地の区域

小金井都市計画 変更する部分  
都市再開発の方針

小金井市の市街化区域の全域

針

二 縦覧場所

東京都都市整備局都市づくり政策部  
都市計画課(東京都庁第二本庁舎二  
十一階北側)及び小金井市役所

三 縦覧期間

公告の日から二週間

四 意見書の提出先

新宿区西新宿二丁目八番一号  
東京都都市整備局都市づくり政策部  
都市計画課

都市計画の案について

都市計画法(昭和四十三年法律第百号)第二十一条第二項において準用する同法第十七条第一項の規定により、日野都市計画都市再開発の方針に係る都市計画の案を次のように公告する。

なお、関係市の住民及び利害関係人は、縦覧期間中東京都に対して意見書を提出することができる。

平成二十六年十二月一日

東京都知事 舛 添 要 一

一 都市計画の種類 都市計画を定める土地の区域

日野都市計画都市再開発の方針

日野市の市街化区域の全域

二 縦覧場所

東京都都市整備局都市づくり政策部  
都市計画課(東京都庁第二本庁舎二  
十一階北側)及び日野市役所

三 縦覧期間

公告の日から二週間

四 意見書の提出先

新宿区西新宿二丁目八番一号  
東京都都市整備局都市づくり政策部  
都市計画課

都市計画の案について

都市計画法(昭和四十三年法律第百号)第二十一条第二項において準用する同法第十七条第一項の規定により、小平都市計画都市再開発の方針に係る都市計画の案を次のように公告する。

なお、関係市の住民及び利害関係人は、縦覧期間中東京都に対して意見書を提出することができる。

平成二十六年十二月一日

東京都知事 舛 添 要 一

一 都市計画の種類 都市計画を定める土地の区域

小平都市計画都市再開発の方針

小平市の市街化区域の全域

二 縦覧場所

東京都都市整備局都市づくり政策部  
都市計画課(東京都庁第二本庁舎二  
十一階北側)及び小平市役所

三 縦覧期間

公告の日から二週間

四 意見書の提出先

新宿区西新宿二丁目八番一号  
東京都都市整備局都市づくり政策部  
都市計画課

都市計画の案について

都市計画法(昭和四十三年法律第百号)第二十一条第二項において準用する同法第十七条第一項の規定により、国分寺都市計画都市再開発の方針に係る都市計画の案を次のように公告する。

なお、関係市の住民及び利害関係人は、縦覧期間中東京都に対して意見書を提出することができる。

平成二十六年十二月一日

東京都知事 舛 添 要 一

一 都市計画の種類 都市計画を定める土地の区域

<p>国分寺都市計画 変更する部分 都市再開発の方 針</p> <p>国分寺市の市街化区域の全域</p> <p>二 縦覧場所 東京都都市整備局都市づくり政策部 都市計画課 (東京都庁第二本庁舎二 十一階北側) 及び国分寺市役所 公告の日から二週間</p> <p>三 縦覧期間 新宿区西新宿二丁目八番一号 東京都都市整備局都市づくり政策部 都市計画課</p> <p>四 意見書の提出先 東京都都市整備局都市づくり政策部 都市計画課</p>	<p>都市計画の案について</p> <p>都市計画法 (昭和四十三年法律第百号) 第二十一条第二 項において準用する同法第十七条第一項の規定により、西 東京都市計画都市再開発の方針に係る都市計画の案を次の ように公告する。</p> <p>なお、関係市の住民及び利害関係人は、縦覧期間中東京 都に対して意見書を提出することができる。</p> <p>平成二十六年十二月一日</p> <p>東京都知事 舛 添 要 一</p> <p>一 都市計画の種類 西東京都市計画 都市再開発の方 針 西東京市の市街化区域の全域</p> <p>二 縦覧場所 東京都都市整備局都市づくり政策部 都市計画課 (東京都庁第二本庁舎二 十一階北側) 及び西東京市役所 公告の日から二週間</p> <p>三 縦覧期間 新宿区西新宿二丁目八番一号 東京都都市整備局都市づくり政策部 都市計画課</p> <p>四 意見書の提出先 東京都都市整備局都市づくり政策部 都市計画課</p>	<p>都市計画の案について</p> <p>都市計画法 (昭和四十三年法律第百号) 第二十一条第二 項において準用する同法第十七条第一項の規定により、東 村山都市計画都市再開発の方針に係る都市計画の案を次の ように公告する。</p> <p>なお、関係市の住民及び利害関係人は、縦覧期間中東京 都に対して意見書を提出することができる。</p> <p>平成二十六年十二月一日</p> <p>東京都知事 舛 添 要 一</p> <p>一 都市計画の種類 東村山都市計画 都市再開発の方 針 東村山市及び東久留米市の市街化 区域の全域</p> <p>二 縦覧場所 東京都都市整備局都市づくり政策部 都市計画課 (東京都庁第二本庁舎二 十一階北側) 並びに東村山市役所及 び東久留米市役所 公告の日から二週間</p> <p>三 縦覧期間 新宿区西新宿二丁目八番一号 東京都都市整備局都市づくり政策部 都市計画課</p> <p>四 意見書の提出先 東京都都市整備局都市づくり政策部 都市計画課</p> <p>都市計画の案について</p> <p>都市計画法 (昭和四十三年法律第百号) 第二十一条第二 項において準用する同法第十七条第一項の規定により、東 京都市計画住宅市街地の開発整備の方針に係る都市計画の 案を次のように公告する。</p> <p>なお、関係区の住民及び利害関係人は、縦覧期間中東京</p>	<p>都市計画の案について</p> <p>都市計画法 (昭和四十三年法律第百号) 第二十一条第二 項において準用する同法第十七条第一項の規定により、東 京都市計画住宅市街地の開発整備の方針に係る都市計画の 案を次のように公告する。</p> <p>なお、関係区の住民及び利害関係人は、縦覧期間中東京</p>	<p>都に対して意見書を提出することができる。</p> <p>平成二十六年十二月一日</p> <p>東京都知事 舛 添 要 一</p> <p>一 都市計画の種類 東京都市計画住 宅市街地の開発 整備の方針 千代田区、中央区、港区、新宿区、 文京区、台東区、墨田区、江東区、 品川区、目黒区、大田区、世田谷 区、渋谷区、中野区、杉並区、豊 島区、北区、荒川区、板橋区、練 馬区、足立区、葛飾区及び江戸川 区の全域</p> <p>二 縦覧場所 東京都都市整備局都市づくり政策部 都市計画課 (東京都庁第二本庁舎二 十一階北側) 並びに千代田区役所、 中央区役所、港区役所、新宿区役所、 文京区役所、台東区役所、墨田区役 所、江東区役所、品川区役所、目黒 区役所、大田区役所、世田谷区役所、 渋谷区役所、中野区役所、杉並区役 所、豊島区役所、北区役所、荒川区 役所、板橋区役所、練馬区役所、足 立区役所、葛飾区役所及び江戸川区 役所 公告の日から二週間</p> <p>三 縦覧期間 新宿区西新宿二丁目八番一号 東京都都市整備局都市づくり政策部 都市計画課</p> <p>四 意見書の提出先 東京都都市整備局都市づくり政策部 都市計画課</p> <p>都市計画の案について</p> <p>都市計画法 (昭和四十三年法律第百号) 第二十一条第二 項において準用する同法第十七条第一項の規定により、八 王子都市計画住宅市街地の開発整備の方針に係る都市計画 の案を次のように公告する。</p>	<p>都市計画の案について</p> <p>都市計画法 (昭和四十三年法律第百号) 第二十一条第二 項において準用する同法第十七条第一項の規定により、八 王子都市計画住宅市街地の開発整備の方針に係る都市計画 の案を次のように公告する。</p>
--	--	--	--	---	--

なお、関係市の住民及び利害関係人は、縦覧期間中東京都に対して意見書を提出することができる。

平成二十六年十二月一日

東京都知事 舛 添 要 一

一 都市計画の種類 都市計画を定める土地の区域

八王子都市計画 変更する部分

住宅市街地の開発整備の方針 八王子市の全域

二 縦覧場所

東京都都市整備局都市づくり政策部  
都市計画課(東京都庁第二本庁舎二十一階北側)及び八王子市役所

三 縦覧期間

四 意見書の提出先

新宿区西新宿二丁目八番一号  
東京都都市整備局都市づくり政策部  
都市計画課

都市計画の案について

都市計画法(昭和四十三年法律第百号)第二十一条第二項において準用する同法第十七条第一項の規定により、立川都市計画住宅市街地の開発整備の方針に係る都市計画の案を次のように公告する。

なお、関係市の住民及び利害関係人は、縦覧期間中東京都に対して意見書を提出することができる。

平成二十六年十二月一日

東京都知事 舛 添 要 一

一 都市計画の種類 都市計画を定める土地の区域

立川都市計画住宅市街地の開発整備の方針 変更する部分

立川市、武蔵村山市及び東大和市の全域

二 縦覧場所

東京都都市整備局都市づくり政策部

都市計画課(東京都庁第二本庁舎二十一階北側)並びに立川市役所、武蔵村山市役所及び東大和市役所

三 縦覧期間

四 意見書の提出先

新宿区西新宿二丁目八番一号  
東京都都市整備局都市づくり政策部  
都市計画課

都市計画の案について

都市計画法(昭和四十三年法律第百号)第二十一条第二項において準用する同法第十七条第一項の規定により、武蔵野都市計画住宅市街地の開発整備の方針に係る都市計画の案を次のように公告する。

なお、関係市の住民及び利害関係人は、縦覧期間中東京都に対して意見書を提出することができる。

平成二十六年十二月一日

東京都知事 舛 添 要 一

一 都市計画の種類 都市計画を定める土地の区域

武蔵野都市計画 変更する部分

住宅市街地の開発整備の方針 武蔵野市の全域

二 縦覧場所

東京都都市整備局都市づくり政策部  
都市計画課(東京都庁第二本庁舎二十一階北側)及び武蔵野市役所

三 縦覧期間

四 意見書の提出先

新宿区西新宿二丁目八番一号  
東京都都市整備局都市づくり政策部  
都市計画課

都市計画の案について

都市計画法(昭和四十三年法律第百号)第二十一条第二項において準用する同法第十七条第一項の規定により、三鷹都市計画住宅市街地の開発整備の方針に係る都市計画の案を次のように公告する。

なお、関係市の住民及び利害関係人は、縦覧期間中東京都に対して意見書を提出することができる。

平成二十六年十二月一日

東京都知事 舛 添 要 一

一 都市計画の種類 都市計画を定める土地の区域

三鷹都市計画住宅市街地の開発整備の方針 変更する部分

三鷹市の全域

二 縦覧場所

東京都都市整備局都市づくり政策部  
都市計画課(東京都庁第二本庁舎二十一階北側)及び三鷹市役所

三 縦覧期間

四 意見書の提出先

新宿区西新宿二丁目八番一号  
東京都都市整備局都市づくり政策部  
都市計画課

都市計画の案について

都市計画法(昭和四十三年法律第百号)第二十一条第二項において準用する同法第十七条第一項の規定により、府中都市計画住宅市街地の開発整備の方針に係る都市計画の案を次のように公告する。

なお、関係市の住民及び利害関係人は、縦覧期間中東京都に対して意見書を提出することができる。

平成二十六年十二月一日

東京都知事 舛 添 要 一

一 都市計画の種類 都市計画を定める土地の区域

府中市計画住

宅市街地の開発  
整備の方針

二 縦覧場所

東京都都市整備局都市づくり政策部  
都市計画課(東京都庁第二本庁舎二  
十一階北側)及び府中市役所

三 縦覧期間

公告の日から二週間

四 意見書の提出先

新宿区西新宿二丁目八番一号  
東京都都市整備局都市づくり政策部  
都市計画課

都市計画の案について

都市計画法(昭和四十三年法律第百号)第二十一条第二  
項において準用する同法第十七条第一項の規定により、調  
布都市計画住宅市街地の開発整備の方針に係る都市計画の  
案を次のように公告する。

なお、関係市の住民及び利害関係人は、縦覧期間中東京  
都に対して意見書を提出することができる。

平成二十六年十二月一日

東京都知事 舛 添 要 一

一 都市計画の種類

都市計画を定める土地の区域

調布都市計画住

宅市街地の開発  
整備の方針

二 縦覧場所

東京都都市整備局都市づくり政策部  
都市計画課(東京都庁第二本庁舎二  
十一階北側)並びに調布市役所及び  
狛江市役所

三 縦覧期間

公告の日から二週間

四 意見書の提出先

新宿区西新宿二丁目八番一号

東京都都市整備局都市づくり政策部  
都市計画課

都市計画の案について

都市計画法(昭和四十三年法律第百号)第二十一条第二  
項において準用する同法第十七条第一項の規定により、青  
梅都市計画住宅市街地の開発整備の方針に係る都市計画の  
案を次のように公告する。

なお、関係市の住民及び利害関係人は、縦覧期間中東京  
都に対して意見書を提出することができる。

平成二十六年十二月一日

東京都知事 舛 添 要 一

一 都市計画の種類

都市計画を定める土地の区域

青梅都市計画住

宅市街地の開発  
整備の方針

二 縦覧場所

東京都都市整備局都市づくり政策部  
都市計画課(東京都庁第二本庁舎二  
十一階北側)及び青梅市役所

三 縦覧期間

公告の日から二週間

四 意見書の提出先

新宿区西新宿二丁目八番一号  
東京都都市整備局都市づくり政策部  
都市計画課

都市計画の案について

都市計画法(昭和四十三年法律第百号)第二十一条第二  
項において準用する同法第十七条第一項の規定により、昭  
島都市計画住宅市街地の開発整備の方針に係る都市計画の  
案を次のように公告する。

なお、関係市の住民及び利害関係人は、縦覧期間中東京

都に対して意見書を提出することができる。

平成二十六年十二月一日

東京都知事 舛 添 要 一

一 都市計画の種類

都市計画を定める土地の区域

昭島都市計画住

宅市街地の開発  
整備の方針

二 縦覧場所

東京都都市整備局都市づくり政策部  
都市計画課(東京都庁第二本庁舎二  
十一階北側)及び昭島市役所

三 縦覧期間

公告の日から二週間

四 意見書の提出先

新宿区西新宿二丁目八番一号  
東京都都市整備局都市づくり政策部  
都市計画課

都市計画の案について

都市計画法(昭和四十三年法律第百号)第二十一条第二  
項において準用する同法第十七条第一項の規定により、町  
田都市計画住宅市街地の開発整備の方針に係る都市計画の  
案を次のように公告する。

なお、関係市の住民及び利害関係人は、縦覧期間中東京  
都に対して意見書を提出することができる。

平成二十六年十二月一日

東京都知事 舛 添 要 一

一 都市計画の種類

都市計画を定める土地の区域

町田都市計画住

宅市街地の開発  
整備の方針

二 縦覧場所

東京都都市整備局都市づくり政策部  
都市計画課(東京都庁第二本庁舎二  
十一階北側)及び町田市役所

三 縦覧期間 公告の日から二週間

四 意見書の提出先 新宿区西新宿二丁目八番一号  
東京都都市整備局都市づくり政策部  
都市計画課

都市計画の案について

都市計画法（昭和四十三年法律第百号）第二十一条第二項において準用する同法第十七条第一項の規定により、小金井都市計画住宅市街地の開発整備の方針に係る都市計画の案を次のように公告する。

なお、関係市の住民及び利害関係人は、縦覧期間中東京都に対して意見書を提出することができる。

平成二十六年十二月一日

東京都知事 舛 添 要 一

一 都市計画の種類 都市計画を定める土地の区域

小金井都市計画 変更する部分

住宅市街地の開発整備の方針 小金井市の全域

二 縦覧場所

東京都都市整備局都市づくり政策部  
都市計画課（東京都庁第二本庁舎二十一階北側）及び小金井市役所

三 縦覧期間

公告の日から二週間

四 意見書の提出先

新宿区西新宿二丁目八番一号  
東京都都市整備局都市づくり政策部  
都市計画課

都市計画の案について

都市計画法（昭和四十三年法律第百号）第二十一条第二項において準用する同法第十七条第一項の規定により、日野都市計画住宅市街地の開発整備の方針に係る都市計画の

案を次のように公告する。

なお、関係市の住民及び利害関係人は、縦覧期間中東京都に対して意見書を提出することができる。

平成二十六年十二月一日

東京都知事 舛 添 要 一

一 都市計画の種類 都市計画を定める土地の区域

日野都市計画住宅市街地の開発整備の方針 日野市の全域

二 縦覧場所

東京都都市整備局都市づくり政策部  
都市計画課（東京都庁第二本庁舎二十一階北側）及び日野市役所

三 縦覧期間

公告の日から二週間

四 意見書の提出先

新宿区西新宿二丁目八番一号  
東京都都市整備局都市づくり政策部  
都市計画課

都市計画の案について

都市計画法（昭和四十三年法律第百号）第二十一条第二項において準用する同法第十七条第一項の規定により、小平都市計画住宅市街地の開発整備の方針に係る都市計画の案を次のように公告する。

なお、関係市の住民及び利害関係人は、縦覧期間中東京都に対して意見書を提出することができる。

平成二十六年十二月一日

東京都知事 舛 添 要 一

一 都市計画の種類 都市計画を定める土地の区域

小平都市計画住宅市街地の開発整備の方針 小平市の全域

二 縦覧場所

東京都都市整備局都市づくり政策部  
都市計画課（東京都庁第二本庁舎二十一階北側）及び小平市役所

三 縦覧期間

公告の日から二週間

四 意見書の提出先

新宿区西新宿二丁目八番一号  
東京都都市整備局都市づくり政策部  
都市計画課

都市計画の案について

都市計画法（昭和四十三年法律第百号）第二十一条第二項において準用する同法第十七条第一項の規定により、国分寺都市計画住宅市街地の開発整備の方針に係る都市計画の案を次のように公告する。

なお、関係市の住民及び利害関係人は、縦覧期間中東京都に対して意見書を提出することができる。

平成二十六年十二月一日

東京都知事 舛 添 要 一

一 都市計画の種類 都市計画を定める土地の区域

国分寺都市計画 変更する部分

住宅市街地の開発整備の方針 国分寺市の全域

二 縦覧場所

東京都都市整備局都市づくり政策部  
都市計画課（東京都庁第二本庁舎二十一階北側）及び国分寺市役所

三 縦覧期間

公告の日から二週間

四 意見書の提出先

新宿区西新宿二丁目八番一号  
東京都都市整備局都市づくり政策部  
都市計画課

都市計画の案について

都市計画法(昭和四十三年法律第百号)第二十一条第二項において準用する同法第十七条第一項の規定により、東村山都市計画住宅市街地の開発整備の方針に係る都市計画の案を次のように公告する。

なお、関係市の住民及び利害関係人は、縦覧期間中東京都に対して意見書を提出することができる。

平成二十六年十二月一日

東京都知事 舛 添 要 一

一 都市計画の種類 都市計画を定める土地の区域

東村山都市計画 変更する部分

住宅市街地の開発整備の方針 東村山市、清瀬市及び東久留米市の全域

二 縦覧場所

東京都都市整備局都市づくり政策部  
都市計画課(東京都庁第二本庁舎二十一階北側)並びに東村山市役所、清瀬市役所及び東久留米市役所

三 縦覧期間

公告の日から二週間

四 意見書の提出先

新宿区西新宿二丁目八番一号  
東京都都市整備局都市づくり政策部  
都市計画課

都市計画の案について

都市計画法(昭和四十三年法律第百号)第二十一条第二項において準用する同法第十七条第一項の規定により、国立都市計画住宅市街地の開発整備の方針に係る都市計画の案を次のように公告する。

なお、関係市の住民及び利害関係人は、縦覧期間中東京都に対して意見書を提出することができる。

平成二十六年十二月一日

東京都知事 舛 添 要 一

一 都市計画の種類 都市計画を定める土地の区域  
国立都市計画住宅市街地の開発整備の方針 国立市の全域

二 縦覧場所

東京都都市整備局都市づくり政策部  
都市計画課(東京都庁第二本庁舎二十一階北側)及び国立市役所

三 縦覧期間

公告の日から二週間

四 意見書の提出先

新宿区西新宿二丁目八番一号  
東京都都市整備局都市づくり政策部  
都市計画課

都市計画の案について

都市計画法(昭和四十三年法律第百号)第二十一条第二項において準用する同法第十七条第一項の規定により、西東京都市計画住宅市街地の開発整備の方針に係る都市計画の案を次のように公告する。

なお、関係市の住民及び利害関係人は、縦覧期間中東京都に対して意見書を提出することができる。

平成二十六年十二月一日

東京都知事 舛 添 要 一

一 都市計画の種類 都市計画を定める土地の区域

西東京都市計画 住宅市街地の開発整備の方針 西東京市の全域

二 縦覧場所

東京都都市整備局都市づくり政策部  
都市計画課(東京都庁第二本庁舎二十一階北側)及び西東京市役所

三 縦覧期間

公告の日から二週間

四 意見書の提出先

新宿区西新宿二丁目八番一号

東京都都市整備局都市づくり政策部  
都市計画課

都市計画の案について

都市計画法(昭和四十三年法律第百号)第二十一条第二項において準用する同法第十七条第一項の規定により、福生都市計画住宅市街地の開発整備の方針に係る都市計画の案を次のように公告する。

なお、関係市町の住民及び利害関係人は、縦覧期間中東京都に対して意見書を提出することができる。

平成二十六年十二月一日

東京都知事 舛 添 要 一

一 都市計画の種類 都市計画を定める土地の区域

福生都市計画住宅市街地の開発整備の方針

福生市、羽村市及び西多摩郡瑞穂町の全域

二 縦覧場所

東京都都市整備局都市づくり政策部  
都市計画課(東京都庁第二本庁舎二十一階北側)並びに福生市役所、羽村市役所及び瑞穂町役場

三 縦覧期間

公告の日から二週間

四 意見書の提出先

新宿区西新宿二丁目八番一号  
東京都都市整備局都市づくり政策部  
都市計画課

都市計画の案について

都市計画法(昭和四十三年法律第百号)第二十一条第二項において準用する同法第十七条第一項の規定により、多摩都市計画住宅市街地の開発整備の方針に係る都市計画の案を次のように公告する。

なお、関係市の住民及び利害関係人は、縦覧期間中東京都に対して意見書を提出することができる。

平成二十六年十二月一日

東京都知事 舛 添 要 一

一 都市計画の種類 都市計画を定める土地の区域

多摩都市計画住 変更する部分

宅市街地の開発 多摩市及び稲城市の全域

二 縦覧場所

東京都都市整備局都市づくり政策部  
都市計画課 (東京都庁第二本庁舎二  
十一階北側) 並びに多摩市役所及び  
稲城市役所

三 縦覧期間  
公告の日から二週間

四 意見書の提出先  
新宿区西新宿二丁目八番一号

東京都都市整備局都市づくり政策部  
都市計画課

都市計画の案について

都市計画法 (昭和四十三年法律第百号) 第二十一条第二項において準用する同法第十七条第一項の規定により、秋多都市計画住宅市街地の開発整備の方針に係る都市計画の案を次のように公告する。

なお、関係市町の住民及び利害関係人は、縦覧期間中東京都に対して意見書を提出することができる。

平成二十六年十二月一日

東京都知事 舛 添 要 一

一 都市計画の種類 都市計画を定める土地の区域

秋多都市計画住 変更する部分

宅市街地の開発 多摩市及び西多摩郡日の出町  
整備の方針 あきる野市及び西多摩郡日の出町  
の全域

二 縦覧場所

東京都都市整備局都市づくり政策部  
都市計画課 (東京都庁第二本庁舎二  
十一階北側) 並びにあきる野市役所  
及び日の出町役場

三 縦覧期間  
公告の日から二週間

四 意見書の提出先  
新宿区西新宿二丁目八番一号

東京都都市整備局都市づくり政策部  
都市計画課

雑報

東京都職員共済組合組合会互選議員選挙の結果について

平成二十六年十一月十四日に執行した東京都職員共済組合組合会互選議員選挙に次の者が当選したので、東京都職員共済組合定款 (昭和三十七年十二月一日公告) 第十六条第二項の規定に基づき公告する。

平成二十六年十二月一日

東京都職員共済組合

理事長 秋 山 俊 行

選挙区		定数		当選者氏名		所属	
第一区		三		山下 勇	東京都産業労働局雇用 就業部労働環境課	佐藤 律子	東京都福祉保健局少子 社会対策部東京都女性 相談センター
伊藤 定夫	勝野 高好	関根 範明	水産部農業振興課	杉並区環境部環境課	江戸川区子ども家庭部 保育課		

第二区		第四	
座光寺成夫	吉川 貴夫	佐藤 宏紀	渡邊 洋
渋谷区会計管理室 (退職時)	目黒区区民生活部国保年金課 (退職時)	東京消防庁人事部厚生課	東京都水道局多摩水道改革推進本部調整部技術指導課



発行  
東京都  
東京都新宿区西新宿二丁目八番一  
号(代)

郵便番号  
163-8001

定価

本号  
一箇月  
六、六〇〇円  
(郵送料を含む)

印刷所

勝美印刷株式会社  
東京都文京区小石川二丁目三番七  
号  
電話 〇三(三八二)五二〇一(代)

郵便番号  
112-0002